



Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 2014年の申告書に係る申告期限のガイダンスを公表

ドイツ税務当局は、2014年の申告書に係る申告期限のガイダンスを公表した。当該申告書の申告期限は、2015年5月31日で、外部の税務アドバイザーにより申告書が作成される場合には、申告期限は、一般的には2015年12月31日まで延長される。

従来どおり、2015年の年初に、税務当局は、前年に係る申告書の申告期限に係るガイダンスを公表した。

個人所得税、法人税、営業税、VAT(Value Added Tax:付加価値税)、その他義務付けられている2014年の年次申告書は、一般的には2015年5月31日までに申告されなければならない。しかし、外部の税務アドバイザーにより当該申告書が作成される場合には、申告期限は、2015年12月31日に自動的に延長される。

ただし、当該通常の延長期限にかかわらず、税務当局は、ケースバイケースで、税務申告書の早期提出を要請する可能性がある。早期の申告書の提出は、とりわけ前年の申告書の提出が遅延したり、多額の納税が見込まれる場合に特に要請される可能性がある。

特定の状況においては、申告期限は、2016年2月28日まで延長される可能性があるものの、経験上、このような追加の延長については、税務当局は否定的である。

期限後申告について、納税者は、追加納税が定期的なペナルティーの支払を必要とされる可能性がある。また、税務当局は、予想ベースの金額を基に2014年の税金を課す可能性がある。

2. ノルトライン・ヴェストファーレン州とザールラント州で不動産移転税の税率を引上げ

2015年1月からノルトライン・ヴェストファーレン州は、不動産移転税の税率を5%から6.5%に、ザールラント州は、5.5%から6.5%に引き上げた。

ドイツにある不動産の移転については、不動産移転税(Real Estate Transfer Tax(RETT))が課される。不動産移転税は、原則として、ドイツの不動産を有する会社の株式を、直接または間接的に95%以上を移転するときおよび単一の株主により、初めて95%以上保有されるときに適用される。

直接の不動産の移転において、不動産移転税は、購入価額を基準に計算される。直接または間接の株式の移転においては、当該資産の特別な税務価額を基に、一般的には、不動産の時価の80%~90%の範囲で決定される。

2006年9月以後、連邦州は不動産移転税の税率を自由に決定できるようになった(以前は、標準税率の3.5%で課されていた)。結果として、週の予算確保のため、不動産移転税の税率を引き上げる傾向にある。

2015年1月からノルトライン・ヴェストファーレン州は5%から6.5%に、ザールラント州は5.5%から6.5%にそれぞれ不動産移転税の税率を引き上げている。

なお、2015年1月時点の不動産移転税の税率は、以下のとおりである。

連邦州	以後	不動産移転税率
バーデン・ヴュルテンベルク州	2011年11月5日	5%
ベルリン州	2014年1月1日	6%
ブランデンブルク州	2011年1月1日	5%
ブレーメン州	2014年1月1日	5%
ハンブルク州	2009年1月1日	4.5%
ヘッセン州	2014年8月1日	6%
メクレンブルク・フォアポンメルン州	2012年7月1日	5%
ニーダーザクセン州	2014年1月1日	5%
ノルトライン・ヴェストファーレン州	2015年1月1日	6.5%
ラインラント・プファルツ州	2012年3月1日	5%
ザールラント州	2015年1月1日	6.5%
ザクセン・アンハルト州	2012年3月1日	5%
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	2014年1月1日	6.5%
テューリンゲン州	2011年4月7日	5%
バイエルン州、ザクセン州		3.5%

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group
Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

本部・東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

URL: www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。